

「鳥取市国民保護計画」変更の概要(全般)

主な経緯

- ◆作成：平成19年3月（H16.6国民保護法制定→H17.7鳥取県国民保護計画作成）
- ◆変更①：平成25年3月（国の「安否情報システム」設置に伴う変更）
- ◆変更②：平成30年度（H29.6県計画の「弾道ミサイル対応」項目の追加に伴う変更）
 - 第1回協議会：平成30年11月12日 → ●第2回協議会：平成31年3月26日
 - * 部内への照会：平成30年11月2日～11月30日
 - * パブリックコメント：平成31年1月21日～2月12日 → 【結果】0件
 - * 県事前協議：平成30年4月～8月
 - * 県最終協議：平成30年12月25日～平成31年3月8日 → 知事同意書受領(H31.3.8付)
 - 組織名称変更(H31.4.1)に伴う軽微な変更 → 国保施行令5条:協議会への諮問の必要なし
 - 市長決裁：令和元年5月 → ●公表：公式ウェブサイトに掲載

主な修正事項

【関連法令等及び県計画の変更を踏まえた変更】

- ① Jアラート情報伝達等に関する消防庁通知(30.12.21)の反映
発射情報は、関連地域を含め地方単位で幅広く伝達していたのを都道府県単位で地域を絞り込んで伝達（「近畿・中国・四国地方」→「鳥取県周辺」）することとなったので記述を修正
- ② 弾道ミサイル対応の具体化 ～ 別紙第3付紙「弾道ミサイル災害への初動対応基準」～
鳥取県地域でJアラートが起動し、弾道ミサイル発射情報が伝達された段階から鳥取市内に落下した可能性があるとして判断された場合の対応要領の基準を追加
- ③ 用語の変更等
関連法令等の用語の変更に伴う変更及び県組織改編に伴う内容の整理・変更

【市独自の計画内容の見直し】

- ① 国民保護措置における市の役割の一表標記 ～ 本文「はじめに」～
国・県・市及び指定公共機関・指定地方公共機関の役割を一表に要約して記載
- ② 市国民保護計画の変更手続きの明記 ～ 本文第1章3(3)「市国民保護計画の変更」～
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく、市国民保護計画の変更手続きについて追加
- ③ 事態認定前の配備体制基準の明記 ～ 本文第4章2(1)「市職員の配備体制基準」～
事態認定前の配備体制基準を鳥取市地域防災計画に示す配備体制を準用することにより具体化

【部内照会結果(H30.12)の反映】

- ① 事態各段階の配備体制と市各部等の役割との整合
計画本文で、市職員の配備体制を「レベル1（事態認定前）を通常体制、レベル2以上を鳥取市地域防災計画に示す配備態勢を準用」としたので、別紙計画の市の役割の記載を「通常体制時：各部等の名称・所掌事務、防災計画に示す配備体制時：各対策部の名称・所掌事務」に修正
- ② 環境省の組織変更(H30.3.12)に伴う修正
「災害廃棄物対策指針(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)」を「災害廃棄物対策指針(平成30年環境省環境再生・資源循環局大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)」に修正